

【ロッカヒ事件関係】

採 択 一九九二年三月三日(安保理第五〇六三回  
会合)

安全保障理事會は、  
同盟理事会の一九九二年一月二二日の決議七三二(一九九二)  
を再確認し、  
国際連合事務総長の報告(S/三三三五四及びS/三三三六七  
(二)に留意し、  
リビア政府が、依然として一九九二年一月二二日の同盟理事  
決議七三二の要請に十分かつ効果的に対応していないことを深く  
憂慮し、

国際テロリズムの行爲 國が直接的にまたは間接的に関与して  
いるものを含む)の抑圧が國際の平和と安全の維持にとつて不可  
欠であることを確信し、  
國及び政府の首脳による安全保障理事會の会合の際に發出され  
た一九九二年一月三十一日の聲明において、理事國が國際テロリ  
ズムの行爲に対して深い憂慮を表明し、かつ理事國共同體がこのよう  
な行爲に効果的に対処する必要があることを強調したことを  
想起し、

國際連合憲章第二條の原則に従つて、すべて國が他國でテ  
ロリズム行爲を組織し、補助し、支援しもしくは参加すること、  
または、武力の威嚇もしくは行使を伴うようなテロリズム行爲の  
実行に向けられた自國領域内の組織的活動を黙認することを差  
し控える義務を有していることを再確認し、  
このこととの関連において、リビア政府が、具体的な行動に  
よつてテロリズムの放棄を承諾しないこと、特に決議七三二(一九  
九二)の要請に対して十分かつ効果的に引き続き対応しないこと  
が國際の平和と安全に対する脅威を構成することを認定し、  
國際テロリズムを廃絶することを決定し、

ある國が防止措置または強制措置の實施から生ずる特別の經濟  
問題に當面する場合には、國際連合憲章第五〇條に基づき安全保

障理事會と協議する國の權利を想起し、  
國際連合憲章第七章に基づいて行動し、  
リビア政府が、これ以上の遅滞なく、文書S/三三三〇六、  
S/三三三〇八及びS/三三三〇九に記載されている要請に關  
する決議七三二(一九九二)第三項を遵守しなければならぬ  
ことを決定す。

二 また、リビア政府が、あらゆる形態のテロリストの行動及び  
テロリスト集団への支援を確定的にやめることを約束し、かつ  
具体的な行動によつてテロリズムの放棄を迅速に示さなければ  
ならぬことを決定する。

三 すべての加盟國が、一九九二年四月一五日に次に定める措置  
をとることを決定する。これらの措置は、安全保障理事會が前  
記の第一項及び第二項をリビア政府が遵守したと認定するまで  
適用する。

四 すべての國が次のことを行うことを決定する。  
(a) リビアの領域内に着陸しようとするまたはリビアの領域内  
から離陸したくなる航空機に対して、第九項によつて設  
立された委員會が重大な人道的必要性に基づいて特定した飛行  
を許可する場合を除くほか、自國の領域から離陸し、自國の  
領域に到着し、または自國の領域の上空を通過することを許  
可しないこと。

(b) 自國民によつてまたは自國の領域から行われる、リビアに  
對する航空機または航空機部品の供給、リビア航空機または  
航空機部品への機関業務及び保守業務の提供、リビア航空機  
への耐空証明、既存の保険契約に対する新規の償拂への支払  
い並びにリビア航空機への新規の直接保険の提供を禁止す  
ること。

さらに、すべての國が次のことを行うことを決定する。  
(a) 自國民によつてまたは自國領域から行われる、リビアに對  
する兵器及び弾薬、軍用車両及び設備、海軍的の空警察設  
備、並びにそれらのための予備部品の販売または移転、並び  
にこれら物品の製造または保守のためのあらゆる設備、原材  
料及びライセンス取極の供与を含むすべての種類の武器また  
は関連物資の提供を禁止すること。

(b) 自國民によつてまたは自國領域から行われる、リビアに對  
する(a)に掲げる物品の提供、製造、保守もしくは使用に關す  
る(a)に掲げる物品の提供、製造、保守もしくは使用に關す

る技術的助言、支援または訓練の提供を禁止すること。  
(c) リビアに駐在し、リビア当局に對して軍事事項についての  
助言を行う職員または代理人を引き上げること。

六 また、すべての國が次のことを行うことを決定する。  
(a) リビアの外使館團及び領事機關の職員の数及び地位を著  
しきり下げ、残留するすべての職員がリビア代表團に對して  
または管理し、必要と認められる場合には、本項の實施に必要な  
措置についての關係國際組織と協議することができる。

(b) すべてのリビア・アラブ航空の事務所の活動を停止するこ  
と。  
(c) テロリスト活動への関与を理由として他國への入國を拒否  
されたもしくは他國から追放されたリビア國民の入國を拒否  
しまたは追放するためにすべての適當な措置をとること。

七 國際連合の加盟國を含むすべての國及びすべての國際組織  
に對し一九九二年四月一五日より前に締結された國際協定も  
しくは契約または同日前に付与された免許もしくは許可によつ  
て与えられたまたは課された權利または義務にかかわらず、この  
決議の附規定に従つて嚴格に行動するよう求める。

八(一四)略

【注】

本決議第一項で触れられている一九九二年一月二二日の安全保  
障理事會決議七三二の第三項及び文書S/三三三〇六「アラ  
ブ政府聲明」S/三三三〇九「英米仏三ヶ國宣言」の趣旨は  
S/三三三〇八と同旨。  
安全保障理事會決議七三二第三項  
三 リビア政府に對し、國際テロリズムの廃絶に貢獻するために  
的に対応するよう強く要請する。  
S/三三三〇八(抜粋)  
アメリカ合衆國及び連合王國の共同宣言(一九九一年一月二七  
日)  
英米兩政府は、本日、リビア政府が次のことをしなければなら  
ないと言言する。



—犯罪に問われているすべての者を裁判のために引き渡し、リ  
ビア職員の実行に対する責任を認めること。

—この犯罪について、責任あるすべての者の名前も含めてリビ  
ア政府が把握していることをすべて開示し、すべての証人、書類  
及び残されたすべてのタイムーその他の物的証拠を完全に利用で  
きるようにすること。

—適当な額の賠償を支払うこと。

われわれは、リビアが迅速かつ完全に従うことを期待する。

